

小中学校の給食費無償化を国に求める意見書

学校給食は学校給食法第1条に記載されている通り、児童生徒の心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力の育成を図る上で重要な役割を担うものである。

また、学習指導要領においては、特別活動の学級活動の内容として、給食の時間を中心に健康によい食事の取り方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通じ人間関係をよりよくすることと示されており、学校教育活動の一環として実施されている。

このような中、政府は「少子化はわが国が直面する最大の危機である」とし、令和5年12月に次元の異なる少子化対策の実現を目指して「こども未来戦略」を決定した。「こども未来戦略」では、経済的な面だけでなく、子どもや子育て世帯を切れ目なく支援することを掲げており、学校給食費の無償化もその一環と言える。

文部科学省が発表した「令和3年度学校給食実施状況等調査結果」では、保護者が負担する学校給食費の平均月額、小学校4,477円、中学校5,121円と義務教育に関わる費用の中でも重い負担となっている。そして今、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安などの影響で食材や光熱費が上昇し家計を圧迫していることから、給食費の負担軽減策を実施又は予定している自治体は、文科省の調査ではあわせて全体の83.2%と無償化する動きが広がっている。

給食は義務教育の中での一環でもあり、また教育基本法第5条第4項では、「義務教育については、授業料を徴収しない」と定められていることから、学校給食費も無償化し経済的負担の軽減を図ることが望まれている。その上で、給食は子どもたちの成長や食育の観点からも大切であることから、物価高の中、地域や学校で分断や格差が生まれるのは望ましくなく、国としての一律の取組が必要である。

このようなことから、食育の推進、子育て支援、少子化対策、自治体間の公平さの観点からも、小中学校の給食費無償化は国の施策とし、自治体への財政的支援を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月1日

日 田 市 議 会